

別表 1 条例の対象となる事業一覧

			条例第 3 条第 1 項 の規定による別表 第 1 適用	条例第 3 条第 1 項 の規定による別表 第 2 適用		
特定	開発行為	開発地の面積 300 m ² 以上	○	—		
新築 又は 改築	集合住宅	戸数が 5 戸未満	階数 3 以上	—	○	
			最高高さ 10m 超	—	○	
			軒高 7 m 超(注 1)	—	○	
		戸数が 5 戸以上	○	—		
	自己用住宅		階数 3 以上(注 2)	—	○	
			最高高さ 10m 超	—	○	
			軒高 7 m 超(注 1)	—	○	
	集合住宅 又は 自己用住宅 以外 (店舗等)	敷地面積	300 m ² 未満	階数 3 以上	—	○
				最高高さ 10m 超	—	○
				軒高 7 m 超(注 1)	—	○
		300 m ² 以上		建築基準法第 85 条 第 6 項に規定する 仮設興行場等を除 く	建築基準法第 85 条 第 6 項に規定する 仮設興行場等を建 設するとき	
		延べ面積	200 m ² 未満	階数 3 以上	—	○
				最高高さ 10m 超	—	○
				軒高 7 m 超(注 1)	—	○
200 m ² 以上		建築基準法第 85 条 第 6 項に規定する 仮設興行場等を除 く	建築基準法第 85 条 第 6 項に規定する 仮設興行場等を建 設するとき			

増 築	集 合 住 宅	戸数が 5戸未満	階数3以上	—	○	
			最高高さ10m超	—	○	
			軒高7m超(注1)	—	○	
		戸数が5戸以上	整備基準を満たさないとき	整備基準を満たすとき		
	自 己 用 住 宅			階数3以上(注2)	—	○
				最高高さ10m超	—	○
				軒高7m超(注1)	—	○
	集 合 住 宅 又 は 自 己 用 住 宅 以 外 (店 舗 等)	敷 地 面 積	300㎡ 未 満	階数3以上	—	○
				最高高さ10m超	—	○
				軒高7m超(注1)	—	○
		300㎡以上		整備基準を満たさないとき	整備基準を満たすとき	
		建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場等を増築するときであって敷地面積300㎡以上		—	○	
		延 べ 面 積	200㎡ 未 満	階数3以上	—	○
				最高高さ10m超	—	○
				軒高7m超(注1)	—	○
200㎡以上			整備基準を満たさないとき	整備基準を満たすとき		
建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場等を増築するときであって延べ面積200㎡以上			—	○		
用 途 の 変 更	集合住宅となる場合		—	戸数が5戸以上		
	集合住宅又は自己用住宅以外となる場合		—	延べ面積が200㎡以上		
上記以外の工作物の建設			—	1. 第一種特定工作物のとき 2. 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第2項各号に規定する規模のとき。		

(注1) 目的となる建築物の敷地又は敷地の一部が第一種低層住居専用地域にある場合に限る。

(注2) 目的となる建築物の敷地又は敷地の一部が第一種低層住居専用地域にある場合、若しくは居住の用に供しない部分を有する場合であって、地階を除く階数が3以上のときに限る。